

# 「自治会・町内会」等 役員の皆様へ

ご協力をよろしくお願いいたします。



長野県民交通災害共済

平成28年度版

長野県民交通災害共済組合

(この事業は県内15市で構成する当組合が運営しています)



## 『長野県民交通災害共済』って何？

この共済は、日本が車社会となり交通事故が増加した昭和43年（1968年）に被災者救済のため、同じ共済制度の実施を計画していた県内の市が集まり設立されました。

現在では、15の市\*が共同で行っています。（その事務は、地方自治法に基づく特別地方公共団体である長野県民交通災害共済組合が運営し、市と協力して行っています。）

この共済には、15市の市民であれば、どなたでも加入することができ、**5人に3人以上の方が加入**しています。

そして、会費を納めて会員になった方が、**万一交通事故にあい負傷されたときに、会員一人ひとりの助け合いのもと、お見舞金を差し上げる制度です。**

この助け合いの制度は、住民の生活の安定と福祉の増進に役立つことを目的としています。

※15市：松本市、上田市、岡谷市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市



自動車や自転車などの交通事故に対して、平成26年度は、2,429件、1億5,043万7,500円のお見舞金をお支払しました。

※事業内容など、詳しくは戸別配布のチラシをご覧ください。

※会員から共済見舞金請求手続きについて相談を受けた場合は、請求者ご本人から直接、市役所へお問合せくださいますようお願いください。





## 民間の自動車保険に 加入しているから入らなくていい？



この共済は、自動車保険とは異なります。  
助け合いの制度であることにご理解をいただき、  
ご加入をお願いします。

自動車保険は車を運転する方の万一の補償ですが、この共済は、こどもからお年寄りまで、どなたでも少額の会費で加入でき、自動車だけでなく、自転車等の交通事故で負傷された方に、お見舞金を差し上げる助け合いの制度です。



## なぜ自治会や町内会の 協力が必要なの？



少額の会費で充実した見舞金制度を維持する  
ためです。

自治会や町内会の役員の皆様のご協力により、共済は身近なものとなり、**住民の誰もが加入しやすくなります**ので、より多くの方に加入いただくことができます。

そのため、一人ひとは**年400円**という少額の会費であっても、交通事故にあい負傷された方に対し、できるだけ多くのお見舞金を差し上げることができます。



**会費400円での運営を維持し、一人でも多くの方を救済するためにも、皆様のご協力がぜひ必要ですので、今後ともご協力をお願いします。**

(ご協力いただいた自治会各位には、手数料等をお支払しております。)





皆様に支えられ40余年、長野県民交通災害共済は、  
これからも交通事故の被災者のために  
助け合いの輪を広げます。

〈お問合せは〉  
お住まいの市役所担当窓口へ

窓口一覧

- |               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| ◆松本市役所 地域づくり課 | ◆小諸市役所 生活環境課 | ◆飯山市役所 市民環境課 |
| ◆上田市役所 生活環境課  | ◆伊那市役所 生活環境課 | ◆茅野市役所 市民課   |
| ◆岡谷市役所 市民生活課  | ◆駒ヶ根市役所 総務課  | ◆塩尻市役所 地域振興課 |
| ◆飯田市役所 危機管理室  | ◆中野市役所 市民課   | ◆佐久市役所 生活環境課 |
| ◆須坂市役所 市民課    | ◆大町市役所 市民課   | ◆千曲市役所 生活安全課 |